

高浜市パブリックコメント条例の制定について

目的(第1条関係)

自治基本条例に規定するまちづくりの基本原則に基づき、市民との情報共有を図るとともに市民の参画機会を保障し、協働によるまちづくりを推進する。

定義(第2条関係)

- 1 パブリックコメント : 政策等の立案等の段階で、案の内容、趣旨などを公表し、広く市民等から意見を募り、提出された意見を考慮し、政策等の決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する一連の手續
- 2 政策等 : 市の政策、施策、事業等でパブリックコメントの対象となるもの
- 3 市民等 : 市内に住む者、働く者又は学ぶ者、市内で事業又は活動を行うもの（法人その他の団体を含む。）及び利害関係者
- 4 行政 : 市長（公営企業含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含む。）から成る市の執行機関

パブリックコメントの実施(第3条関係)

- 1 市の基本政策を定める計画、施策の基本方針など基本的な事項を定める計画
【例：総合計画、地域福祉計画、教育基本構想】
- 2 ① 市の基本的な制度を定める条例
【例：自治基本条例、住民投票条例、情報公開条例】
② 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
【例：自動車放置防止条例、みんなでまちをきれいにしよう条例】
③ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
【例：地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例】
- 3 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言
【例：市民憲章、たかはま子ども市民憲章】
- 4 その他特に必要と認めるもの

アンケート集計結果の公表(第9条関係)

市民意識調査等のアンケートの集計結果を、パブリックコメントの結果公表と同様に公表

運用状況の公表(第10条関係)

毎年度1回、各年度のパブリックコメントの運用状況を、まとめて公表

附則関係

- 1 平成25年4月1日施行
- 2 施行日前であっても、この条例に準じたパブリックコメントを実施する努力義務



パブリックコメントの流れ

政策等の案の作成・公表(第3条・第4条関係)	
公 表 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策等の案の趣旨及び概要 ・ 政策等の案に関連する資料 ・ 意見の提出期間、提出先、提出方法その他意見の提出に必要な事項 	

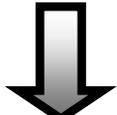


意見の提出(第5条関係)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持参 ・ ファクシミリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便 ・ 電子メール 等

提出期間は、公表の日から2週間以上の期間(第4条第2項)



意見の考慮(第6条関係)	
政策等の案に反映できる意見	政策等の案に反映できない意見
意見に基づき案を修正	反映できない理由や行政の考え方の取りまとめ



公 表 事 項(第7条関係)	公 表 の 方 法(第8条関係)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的に決定した案 ・ 提出された意見 ・ 意見を反映して案を修正した場合は、その修正内容 ・ 意見を反映できなかった場合は、その理由(行政の考え方) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、いきいき広場などへ広報 ・ その他の公表内容が記載された書類を備え置く * その他の公表方法の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページへの掲載 ・ 報道機関への情報提供



みんなで、参画！
みんなで、まちづくり！

